

す。國體の變革といふことにつきましても、學者間に今日なお議論多岐にわたつております。しかし少くとも昨年のこの國會におきましては、いわゆるあこがれ國體論の原理をわれ／＼は承認いたしました。政體には變更あつたけれども、國體には變更なし、あの當時の金齋國務大臣の有名な言葉、天皇は國民あこがれの中心である。國民の心と心のつながりの中心である。この心は今も昔も變つていない。たとえ川の水が流れても川が流れないのと同じで、わが國の國體は變つてないのだ、國民精神の核心は變つてない。ゆ

えに國體に變更なし、このあこがれ國體論が、とにもかくにも昨年の國會において認められた。そういたしますと天皇の尊嚴といふことにも何ら變りがない。一體この新憲法の中核をなすところの個人の尊嚴、國民個人の尊嚴は、精神的にも法的にも尊重を要する

と憲法に規定してある。この個人の尊嚴の象徴、日本國民全體の象徴、これが天皇の大なる尊嚴であります。しかるに政府は憲法第十四條の國民は法の前に平等であるといふ條文を根據とい

たしまして、天皇も國民である、ゆゑに法の前に特別の取扱いをなすことはできない。これが政府の説明の第一の根據になつておる。はたしてその通りか、憲法は三權分立の形をとつており

ますが、その三權の行政機關の最高峯であるところの内閣總理大臣を任命するのとはたか、司法の長官であるところの最高裁判所の長を任命するのはど

なたであるか、國體の最高機關である國會、これすらも召集したり、衆議院を解散したりするところの權限はどなたにあるか、みな天皇であります。この

通り大きな區別を設けておる。特別の扱いを設けておる。その他憲法の七條から八條に天皇の權限として設けるところ、一般國民と大なる區別を設けておるということ、今さら申すまでもない。現にこの刑法改正法律案につきましても、天皇に對して大きな區別を設けておる。内閣總理大臣が代つて告訴をする。一般國民のためには内閣總理大臣はさうなことはしない。われわれはこの内閣總理大臣が天皇に代つて告訴權を行使するということすら憲法違反であると考えております。政府の御説明の矛盾をさかすかのごとき大きなものを見まして、われ／＼はこれを承服することはできない。こ

れ修正理由の第一點であります。次に政府は國際情勢をわれ／＼は深く考へるところがなければならぬ。これはまことに重大でございます。これはわれ／＼も深く考へました。今日の研究もいたしました。今日の日本國民といつたしまして、國際情勢から離れていかなる法律行為もすることは許されないとはいへません。さういふことでは、世界世界の感情がどこにあるか、その感情なり道徳なりのよつてきたることを、すなわち刑法法典をつつさに政府提出にかかりますところの資料によつて研究いたしました。いやしくもエンペラー制度の存在するところ、不敬罪の設けてない國家は一つもない。デモクラシーのチャンピオン、アメリカにおいてすら、大統領に對して脅迫的言辭を郵便に付した場合は特別の罪を設けておる。革命の本家本元であるところのフランスにおきま

しても、その大統領に對して、いやしくも文書、いやしくも繪畫、何るた手段方法を選ばず、いやしくも誹謗の行爲ある場合においては三千フランの罰金、一年以下の懲役という特別の規定を設けておる。世界到處ところ元首、大統領、君主、さういふ方々に對しておることは、古今東西を通じて例外がない。さういたしますと、世界の法律はわれ／＼の修正を認める。従つて世界の道徳もこれを許す。世界の感情これに反する理由はどこにあるか。國際情勢といふことも、ひつきよりするに、日本の民主化といふことを疑う、

さういふ規定をつくつておるやうなことは、日本の民主化は遅れるだらう、あるいはまた逆行するだらうといふ考へであらうと思ひますが、それは世界のデモクラシー國家が、現にこの法を設けつくりつた民主化が行われておる。御承知の通りロシアにおいては、いかにプロレタリアートばかりの民主國でありましたが英國にはキングがあり、ブルジョアがあり、プロレタリアがある。アメリカまたブルジョアとプロレタリアの民主國家であります。日本に特に特別の取扱いをいたすべき天皇がわれ／＼と、どうしてこの民主化の妨げとなるか、少くともこの刑法法典に不敬罪だけを存したからといつて、どうして世界がこれを疑うか、さういふ理由をもちまして、政府の第二點の御説明、御意見にわれ／＼は賛成することができない。今日このわれ／＼の修正案に反對する資格のあるものは共產黨の紳士諸君だけだ、私はさういふ確信をもつ。かの人々は前から天皇制廢止、さうしてプロレタリ

アト國家の出現、これを唱へ、今日もそれを唱えておる。ゆゑに法の前に萬人平等であつて、天皇もまた國民と同一の取扱いをいたさなければならぬといふことは、共產黨の紳士諸君は今日これを主張する資格がある。その他諸君。昨年われ／＼とともに天皇制擁護を叫びましたところの民主黨の諸君。また民主主義と天皇制の存在とは何ら矛盾はないと片山君が壇上において演説された、この社會黨の諸君。今日實際から見ても、この不敬罪の削除といふことは、明らかに刑法法典から天皇制を廢止するものであります。今日まで天皇を特別に擁護いたして

おる。今日これを國民のレベルまで引下げてくる。天皇制の廢止にあらずして何であるか。しかし國際情勢といふことも考へなければならぬ。そこでわれ／＼は最小限度の修正を試みた。現行刑法から申しますと、不敬罪だけに止めた。そこで刑法全體をながめてみますと理論一貫を缺く憾みがある。たとえば暴行脅迫に對する罪とさうしてわれ／＼が修正せんとするところの罪の間に理論一貫を缺く。しかしながら、この點は學者間にも議論があります。通りに、侮辱必ずしも今日刑法法典に規定されておるところの犯罪構成要素のみに限らない。もつと廣義に解釋することができ。人を殴つて惡口難言を吐くのも侮辱の一つである。さう考へてみますと、この間の理論一貫を缺くといふ缺點も緩和される。ただわれ／＼は最小限度の修正を試みたのだといふことを諒とせられまして、昨年同様、民主黨の諸君も社會黨の諸君も、われ／＼の修正に賛成せられんことを希望いたします。はなは

だ簡單であります。私の修正意見はこれで終ります。

○神原(二)委員 私はいまだ委員長が御朗讀くださいました修正案のように、姦通罪について男女兩罰論を主張するものであります。以下その理由を申し上げます。

思うに人間の生活において基礎となるものは婚姻であります。婚姻は夫婦の性生活の秩序であり、親子生活の根源であり、社會公共生活の組織單位であります。従つて婚姻によつて成立した夫婦は、生理生活において純潔であり、心理において愛情を基とし、經濟において協力しなくてはなりません。

これを一括して婚姻は神聖であるといふことは皆御承知の通りであります。この婚姻の神聖は、人類普通の原理であり、古今東西に通じる眞理であります。さうして人類の歴史は、實にこの方向に向つて進歩してきたのであります。この婚姻の神聖を蹂躪する最も惡質の行爲がすなわ姦通であります。

振り返つて憲法の精神をつくり考へますと、第二十四條には次の通り規定してあります。婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。世間一般の人々は、この條文は男尊女卑の封建的習慣を清算し、封建的思想を止揚して、夫婦同權に向つて女性を解放したものと見てゐるやうであります。けれども私たち女性の立場からこれを見れば、條文の中央に掲げられてゐるのは、實に兩性は相互に協力して健全な家庭を維持しなければならぬといふ理想に向つての努力を

振り返つて憲法の精神をつくり考へますと、第二十四條には次の通り規定してあります。婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。世間一般の人々は、この條文は男尊女卑の封建的習慣を清算し、封建的思想を止揚して、夫婦同權に向つて女性を解放したものと見てゐるやうであります。けれども私たち女性の立場からこれを見れば、條文の中央に掲げられてゐるのは、實に兩性は相互に協力して健全な家庭を維持しなければならぬといふ理想に向つての努力を

振り返つて憲法の精神をつくり考へますと、第二十四條には次の通り規定してあります。婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。世間一般の人々は、この條文は男尊女卑の封建的習慣を清算し、封建的思想を止揚して、夫婦同權に向つて女性を解放したものと見てゐるやうであります。けれども私たち女性の立場からこれを見れば、條文の中央に掲げられてゐるのは、實に兩性は相互に協力して健全な家庭を維持しなければならぬといふ理想に向つての努力を

最も強く規定しているものと解釋しま
す。ここにおいて單に姦通を犯罪とし
て處罰するか否かの問題を越えて、婚
姻神聖の目的に對して姦通がこれを邪
魔する手段だとみるのであります。そ
うすると姦通をなくしようと努力し、
あるいは少くしようと努めることを妨
げたり、あるいはこの努力を怠ること
は憲法の精神に反することであり、少
くとも憲法を忠實に遵守することでは
ありません。このような考えから少く
とも今日の社會情勢道德、文化水準の
現實においては、私たちは姦通罪廢止
論は姦通を放任するもので、憲法の精
神に違反するものと斷じてよいと思
うのであります。もちろん現行日本刑法
第百八十三條のような、姦通に際して
妻のみ罰するという偏頗な法律は世界
中どこにもないので、新憲法の男女平
等の原則に従つて、夫婦平等、兩罰に
すべきことは言うまでもありません。

以上が憲法から考へた姦通兩罰論の第
一の根據であります。

論據の第二點として、わが國のよう
に相手の性格を深く識することなく、
結婚生活に入る風俗のもとにあつて
は、結婚後夫婦間に性格の不一致を發
見することが多いので、姦通が起りや
すいといふことです。しかし今後は今
までのような家による強制的な結婚と
いうものは徐々になくなるでありまし
よう。新憲法は「婚姻は、兩性の合意
のみに基いて成立し」と規定して、當
事者の嚴肅な責任を要請しています。

ん。入學試験や就職試験において、父
母のことを聴かれるとき、それらの子
供の表情が暗くおびえ、魂がうなだれ
るような有様を、ほんとうにかあいそ
うだと皆さんはお感じになりません
か。ごういふ子供たちに代つて、かか
る運命から子供を守れと叫ばないでは
いられないのであります。私は司法省
に私生子の犯罪比率の統計提出を求め
ましたが、ないといふことで遺憾に存
じますが、恐らく正統な父母の中に育
つた人間よりも、姦通によつて生み出
されて人間となつた人間に犯罪率が高い
であらうとは、あらゆる面から推察さ
れます。文化國家に對してネガティヴ
な作用をするかかる人間の輩出するこ
とは、文化國家の名において極力防
げなければならぬことであります。

身の土相談の大部分は姦通にまつわる
ものであります。

論據の第三點は、司法事務家に上
つて指摘されるところのものでありま
す。すなわち彼らは過去の經驗を過重
評價し、姦通罪が成立した事件は裁判
所にあつてまれであり、妻の姦通を手
段にして夫が脅喝して金品を巻き上げ
る事例を氣に病んでゐます。しかし私
は過去の經驗はものを言わない、理由
にならないと考えるのであります。そ
れは實に不平等な極端のものに女性に
不當に壓迫されて、女に對しては貞淑
を強要され、しかも男の姦通は自由で
あつたといふ事實を考慮しなければなら
ないものであります。裁判上の姦通の
犯罪が成立したというようなケース
は、たとえば大氷山の海に浮んだごく
表面の、それもほんの上つ面だけで、
その下に大きく沈んでいる數知れない
人間の苦悶を見逃しているものではない
のであります。雑誌、新聞紙
上、あるいは身の上相談所に現われる

第二の根據は特に敗戦後の風紀頹廢
の時期がよくないといふことです。今
日の状況は御承知の通り、主觀的には
國民は急激な解放によつて自由と放縱
とをもすれば混同し、客觀的には恐
るべき戰爭の結果男女の比率に變態を
來し、また社會狀勢の上からは、道義
の頹廢と食糧不足、生活難等誘惑の機
會は充満している。日本は今や民族と
して生理的危機にもまた直面している
と言つても過言ではないのでありま
す。姦通廢止論者のいうように、姦通
は道德的罪惡であるから、道義によつ
て解決すべきだと言つても解決されな
いのであります。今こそ刑法は最低限
度の道德なりという建前に立つて、道
德で賄いきれないこの破綻を救わなけ
ればなりません。これによつて後世歴
史家から言われれば、あるいは姦通兩
罰規定が、少くとも日本民族終戦後の
性生活の危機を救つたといふことにな
るかもしれないとさえ考えられるので
あります。以下に私は姦通廢止論の論
據を反駁したいと思ひます。

廢止論を唱へる文化人は、第一の論
據として、次のように言ひます。告訴
しようとするときにはすでに夫婦間の
愛情は喪失して、それを法律で律
しようとしても無益な努力ではないか
と。しかし一時の浮氣による姦通が、
夫婦間の愛情を破壊する場合の多いこ
とも事實であります。そして一度結婚
した夫婦は離婚したくないことは人情
であり、法律は幸福な夫婦生活、健全
な家庭を守るために力を盡さなければ
なりません。

廢止論の第三點は、司法事務家に上
つて指摘されるところのものでありま
す。すなわち彼らは過去の經驗を過重
評價し、姦通罪が成立した事件は裁判
所にあつてまれであり、妻の姦通を手
段にして夫が脅喝して金品を巻き上げ
る事例を氣に病んでゐます。しかし私
は過去の經驗はものを言わない、理由
にならないと考えるのであります。そ
れは實に不平等な極端のものに女性に
不當に壓迫されて、女に對しては貞淑
を強要され、しかも男の姦通は自由で
あつたといふ事實を考慮しなければなら
ないものであります。裁判上の姦通の
犯罪が成立したというようなケース
は、たとえば大氷山の海に浮んだごく
表面の、それもほんの上つ面だけで、
その下に大きく沈んでいる數知れない
人間の苦悶を見逃しているものではない
のであります。雑誌、新聞紙
上、あるいは身の上相談所に現われる

第四の論點は、これも専門實務家に
よつて強調されるもので、人殺しと
か、窃盜のように、社會の連念が罪惡
と感じている場合と違つて、妻をおく
など世間あたりまえのこととみてい
る。そこに刑罰としての姦通罪をおい
ても意味をなさないといふのでありま
す。しかしこれに對しては、私はむしろ
姦通兩罰制度を規定することによつ
て人世觀をかえていくものと確信しま
す。なるほど家族制度に委を置くこと
はつきものであつた。その結果妻をお
くことは男の腕と考へられたような世
界觀のもとに、姦通が罪惡視されな
かつたのは當然であります。今姦通罪を
廢止したとしましうか、今までそれ
にしても陰險とした力となつていた姦
通情惡の情さえも次第に薄らぎ、遂に
ありふれた戀愛問題と同じ程度の比重
しかもたない出來事になるであらうこ
とは想像にかたくありません。殊に憲
法が保障する個性の尊嚴、すなわち女
性の人間としての尊嚴は無視されて、
女性を玩弄し、手段とする公然とし
た警察の社會制度は改まることなく、
世界に向つて日本の國辱として斷然存
続するのであります。また、かつて
世界の耳目を驚動させたあるインテ
リの女醫が、その夫にチブス菌のはい
つたパンを食へさせて毒殺しようとし
た事件をも考へていただきたいと思ひ
ます。女の愛情を傾けて夫を助けて成
功させたときに、彼が姦通をして他の
女に走つたとき、どこへ訴える術もな
く、國法によつても守られなかつたた
めに、かくのごとき殺意を起したので
あります。こういう事件のことを考へ

論據の第二點として、わが國のよう
に相手の性格を深く識することなく、
結婚生活に入る風俗のもとにあつて
は、結婚後夫婦間に性格の不一致を發
見することが多いので、姦通が起りや
すいといふことです。しかし今後は今
までのような家による強制的な結婚と
いうものは徐々になくなるでありまし
よう。新憲法は「婚姻は、兩性の合意
のみに基いて成立し」と規定して、當
事者の嚴肅な責任を要請しています。

廢止論を唱へる文化人は、第一の論
據として、次のように言ひます。告訴
しようとするときにはすでに夫婦間の
愛情は喪失して、それを法律で律
しようとしても無益な努力ではないか
と。しかし一時の浮氣による姦通が、
夫婦間の愛情を破壊する場合の多いこ
とも事實であります。そして一度結婚
した夫婦は離婚したくないことは人情
であり、法律は幸福な夫婦生活、健全
な家庭を守るために力を盡さなければ
なりません。

廢止論の第三點は、司法事務家に上
つて指摘されるところのものでありま
す。すなわち彼らは過去の經驗を過重
評價し、姦通罪が成立した事件は裁判
所にあつてまれであり、妻の姦通を手
段にして夫が脅喝して金品を巻き上げ
る事例を氣に病んでゐます。しかし私
は過去の經驗はものを言わない、理由
にならないと考えるのであります。そ
れは實に不平等な極端のものに女性に
不當に壓迫されて、女に對しては貞淑
を強要され、しかも男の姦通は自由で
あつたといふ事實を考慮しなければなら
ないものであります。裁判上の姦通の
犯罪が成立したというようなケース
は、たとえば大氷山の海に浮んだごく
表面の、それもほんの上つ面だけで、
その下に大きく沈んでいる數知れない
人間の苦悶を見逃しているものではない
のであります。雑誌、新聞紙
上、あるいは身の上相談所に現われる

廢止論の第三點は、司法事務家に上
つて指摘されるところのものでありま
す。すなわち彼らは過去の經驗を過重
評價し、姦通罪が成立した事件は裁判
所にあつてまれであり、妻の姦通を手
段にして夫が脅喝して金品を巻き上げ
る事例を氣に病んでゐます。しかし私
は過去の經驗はものを言わない、理由
にならないと考えるのであります。そ
れは實に不平等な極端のものに女性に
不當に壓迫されて、女に對しては貞淑
を強要され、しかも男の姦通は自由で
あつたといふ事實を考慮しなければなら
ないものであります。裁判上の姦通の
犯罪が成立したというようなケース
は、たとえば大氷山の海に浮んだごく
表面の、それもほんの上つ面だけで、
その下に大きく沈んでいる數知れない
人間の苦悶を見逃しているものではない
のであります。雑誌、新聞紙
上、あるいは身の上相談所に現われる

廢止論の第三點は、司法事務家に上
つて指摘されるところのものでありま
す。すなわち彼らは過去の經驗を過重
評價し、姦通罪が成立した事件は裁判
所にあつてまれであり、妻の姦通を手
段にして夫が脅喝して金品を巻き上げ
る事例を氣に病んでゐます。しかし私
は過去の經驗はものを言わない、理由
にならないと考えるのであります。そ
れは實に不平等な極端のものに女性に
不當に壓迫されて、女に對しては貞淑
を強要され、しかも男の姦通は自由で
あつたといふ事實を考慮しなければなら
ないものであります。裁判上の姦通の
犯罪が成立したというようなケース
は、たとえば大氷山の海に浮んだごく
表面の、それもほんの上つ面だけで、
その下に大きく沈んでいる數知れない
人間の苦悶を見逃しているものではない
のであります。雑誌、新聞紙
上、あるいは身の上相談所に現われる

ていただきたいのであります。

廢止論の第五點は、姦通罪をおくことは又物をまたせるようなもので、振らまわされたら傷つく人が多いので、父あるいは母がこの罪に問われたら、子供への影響はどんなであらうというのであります。しかし姦通罪がないためにより平穩だとみるのはきわめて皮相な觀察で、關係するものすべてに深い傷手を負はすことは變りはないのであります。だからこそ輿論に現われる兩罰論は壓倒的に多いので、決して輕々に判斷してはならないと思うのであります。私はここに東大法学部刑事法研究室によつて行われた輿論調査の報告書をもつてみます。その報告に、本調査は數人的觀察と質的觀察との二つに別れている、共に兩罰を可とする結果を示しているのは注目し値いと書いています。全國的調査は行いませんが、部分的調査に現はれる結果は、常に兩罰が壓倒的であり、過日民主黨婦人部大會においても、兩罰にしてみたいという嘆願が大會を支配し、廢止論者の部長山下春江さんも、遂にそのように努力しますと約束せざるを得なかつたといひます。

廢止の第六點は、ソ連や英國に姦通罪がないといふことで、それをもつて文明國における一般的傾向として日本をもその力向に向はしめようとしているのであります。しかしソ連はとにかくとして英國は、英國の歴史は教會の歴史を顧みないでは理解することはできないと言われるほどキリスト教が浸透し、そのキリスト教は實に夫婦の倫の道を最も嚴格に要請しているのであります。家族制度のもとに著者が社會制度として行われ、前にも述べました

ように、妾をおくことは男の働きと考えられてきた日本の状況を、英國と同斷に扱おうとするのは早計でありまい。殊にその他の諸國においては、ほとんど姦通罪が存在し、最も進歩的と考えられる米國ニューヨーク州にしても、スイスにしても、兩罰を規定しているのではありません。一般に考察して廢止論者は現われた結果ばかりを論じていると思うのであります。しかしわれわれ國民としての努力は、また立法者としての任務は、結婚の幸福と家庭の健全を擁護し、ひいては社會の秩序を維持するために反人倫的、反社會的行爲を、できるだけ豫防しようとするものでなければなりません。刑法が殺人は死刑に處す、強盜は懲役何年に處すと規定しているのは、單に罰するといふ以上に、そのような行動が犯罪であることを示して、それに近づこうとすることから國民を引止め、この脅威から社會を守ろうとしていることに重要な意味があると思うのであります。

日本國新憲法が、結婚の理想を高く掲げているとき、刑法が姦通を國法による刑罰に値いすると明らかに示すことは當然であります。日本國再建は、家庭の再建にかかっている。殊に平和日本の再建は、平和な家庭の再建にかかっているのではありません。喧々囂々たる姦通罪賛否兩論に、國會が遂にいかなる判定を下し、いかに採決したかということは、國民の幸福と日本國再建に重大な意味をもつものであることを切に御考慮願ひたいと思うのであります。

○松永委員長 それでは刑法の一部を改正する法律案について討論はいりますか、ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めてくださいます。討論は各修正案ごとにいたします。

まず第一の四派共同提案による修正案に對する討論に入ります。石川金次郎君。

○石川委員 社會黨を代表いたしました。賛成いたします。

○荊木委員 民主黨を代表いたしました。修正案に賛成いたします。

○鍛冶委員 自由黨を代表して修正案に賛成いたします。

○大島多幸委員 私は國民協同黨を代表いたしました。修正案に賛成いたします。

○松永委員長 次に三派協同提案の單純侮辱罪に對する討論の發言をお願いいたします。

○石川委員 社會黨を代表いたしました。修正案に賛成いたします。

○荊木委員 民主黨を代表して修正案に賛成いたします。

○鍛冶委員 自由黨を代表して修正案に賛成いたします。

○大島多幸委員 私は國民協同黨を代表して修正案に賛成いたします。

○松永委員長 次は自由黨を代表いたしました。第二案の前段二百三十一條削除を削るという案には賛成いたします。但しあとの方は第三案の討論を終つてから論ずるものでございますか。

○大島多幸委員 私は國民協同黨を代表いたしました。單純侮辱罪に賛成いたします。

○松永委員長 次に自由黨北浦圭太郎君外五名提案の修正案についてお願いします。

○石川委員 私は北浦圭太郎氏外五名の提案にかかる修正案に反對するものであります。まずわれわれが本案の審議にあたりまして、われわれの態度を鮮明にいたしまして、自由黨の諸君によつて提案せられた修正案に反對の理由を申し上げたいと存するのであります。

昭和二十年八月十五日以後におけるわが國の立法にあたりましては、われわれ常に心に銘しておかなければならないことは、わが國は「ポツダム」宣言を受諾してゐるという事實であります。われわれはこの宣言に規定せられてありますところの諸條項を完全に履行する義務がありますとともに、この義務を果すことによつてのみ、國際社會に参加し得るのであります。われわれはポツダム宣言の忠實なる履行の一つとして、憲法の改正をしたのである。「民主主義傾向の復活強化に對する一切の障礙を除去すべし」言論宗教、思想の自由並に基本的人權の尊重は確立せらるべし」との規定は、新憲法の一原則と相なりましたことは、申し上げるまでもございません。すなわち新憲法は、第一に民主主義の原則を採用し、個人の尊嚴と平等を宣明し、第十四條におきまして、「すべて國民は、法の下の平等であつて、」と明定したのであります。今般政府提出の刑法改正案の審議にあたりまして、われわれはこの憲法の精神を徹底せしむることをもつて第一の任務としたのであります。われわれは政府の提案理由の説明を聴き、政府の本案に對して採用したところの理念を妥當といはして、その努力に對して敬意を拂うた次第であります。

皇室に對する罪を削除せられたという點であります。われわれはこれに對して賛意を表するものであります。従つて自由黨の修正案に賛成し得ないのであります。がゆえに、その理由を簡單に表明したいと思ひます。

私は天皇はわが國の象徴であり、國民統合の象徴といたして、永へに不變であられかしと希ふものであります。この心は決して人後に落ちるものではないと存じます。しかしまた現實國家の象徴としての天皇に、國民の多數が尊崇の念を有してあります事實、將來もまたかくあらねばならぬことは、何らの疑いを挟むものではありません。かくあれかしと心から念願するものであります。しかし天皇並びに皇族を刑法上特に規定を設けまして、これを特に守らなければならぬという理由には賛成しかねるのであります。まず第一に、ポツダム宣言を忠實に履行し、もつて國際社會の信任を回復増進いたしますためには、また新憲法の基本的原理の一つである民主主義の精神を、眞にわれわれは體得してゐることを、明らかに内外に示しますためには、刑法改正にあたつて、如實にこれを示さなければならぬと存するのであります。政府の説明を聴くに、わが國民主義の問題の「環」として、列國の注目の的となつておることを考慮しまして、この際あえてこれを實行せんといたす次第なのであります。と述べておりますが、われわれもまたこの見解に賛意を表するものであります。

われわれは今新しき理念に適應することこそ、われわれ敗戦後の國家再建にあたる者の任務でなければならぬと存するのであります。われわれはす

べての人は法の前に平等であるという民主主義の基本原則を、すべての法律に採用應用することにおいて、内民主主義體制確立の道を築き、外國國際社會の信用を回復増進し得るのであると確信しておるのであります。かくてこそ、全國民の熱求してやまざるころの國家獨立を確保し得るのであります。

次にまた法律の進化發展の傾向より本問題を觀察してみますに、すべての人の正しき自由と平等の確保は、立法の趨勢であります。歴史の趨勢であります。歴史の方向であります。公共の福祉と一致する觀念である私は信ずるのであります。われ／＼は、この歴史の方向より見てまいりましたも、皇室に對する罪を削除することが、人類歴史の確れに反するものでないことを確信するものであります。當局の説明しておりませんが、皇室に對する罪を削除したといひましたも、天皇に對し犯行をなす者のあつた場合において、なお裁判並びに處斷において重大なる缺陷をもたらしものであるとは、私たちは見ないのであります。もし天皇に對して犯罪を敢行する者があるといひましたならば、私はないであらうことを信じますけれども、かりにあつたといひましたならば、裁判所が刑の量定において、十分の考慮をし得べき餘地が、刑法の運用におきましてなし得るのであります。列強環視のもとにありて、あえてこの意向に反することゝ法を維持しまして、もしくは新たに設ける必要をわれ／＼は認めないのであります。われ／＼は認めないのであります。高度に道義を發揮することと努力し、正しき輿論の興隆を信じておるのであります。しかれども、吾

じ、かくてわれ／＼は象徴たる天皇の地位と名譽を護り得るものであると信じ、かつ自覺しなければならぬと信ずるものであります。ゆゑに、ここに自由黨によつて提案された修正案によるごとき規定の必要、存在を認めないのであります。以上私の意見を申し上げます。

○花村委員 私自由黨の提案になります修正案に對して、賛意を表さんとするものでございます。政府が今回の刑法の一部改正の法律案におきまして、皇室に關する罪を全面的に削除いたしましたのみならず、國交に關する重大なる條章の一部を削除いたしましたことは、まことに遺憾にたえないところであります。私は心からこの種削除に對して反對の意思を表示するものであります。なかつて天皇に關する特別罪の削除に對して、ごさいますが、政府は天皇に關する特別罪の削除の理由といひましたも、まづ憲法十四條を採用いたしましたも、國民は法律のもとに平等であることが規定されておる、從つて天皇も一般國民と平等な個人としての立場から法的に異なつた取扱ひをなすべからざることに新憲法の趣旨に合致し、しかも個人の尊嚴が平等の趣旨を徹底せしむるものであるとし、しかしてわが國民主權の一環として、列國注視の的となつておるこの國際情勢を考慮して削除したのであるが、この削除に代るに名譽毀損罪の刑期を加重することにより、これが保護に遺憾なきを期してゐると申しておるのではありません。從つて天皇の特殊の地位を護る上においては、何らの影響も受けないと斷定をいたしておるのであります。しかれども、吾

人はかかる理由は正當とは認めません。けだし天皇に關する規定を設けることは、決して個人の尊嚴と平等感を傷つくるものにあらざるのみならず、民主主義國家への移行に何らの支障なく、かつ國際情勢を惡化するものとは、斷じて考へ得ないのでございます。よつてかかる理由をもつてしては、われらの承服のできないところであります。思ひに新憲法は、天皇に對して一面日本國民たると同時に、他面日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であるとして、憲法上あるいはまた法律上特別な扱いをして、その特異性を認めておられますことは毫末の疑いを入れません。しかのみならず、歴史的な觀點からいひましたも、はたまたわが國の國體觀念から申しましても、日本國民がその心の奥深く根ざしてゐる天皇とのつながりを基礎として、天皇をいふばあこがれの中心として仰ぎ、それによつて全國民が統合され、日本國存立の基礎をなしてゐるといふ、この國家の根本的特色からいひましたも、天皇の地位は現實的、合理的な基礎の上に見ることができると申さなければなりません。これらの點から、刑法上特別な取扱ひをなすべきは當然であると申すべきであります。さらに憲法制定の折の國會の質疑應答に見ましても、金澤國務大臣が、天皇の保護に對しては、特別罪を認めて、しかも重刑をもつて臨むことは當然であるといふ答辭をいたしておられます。に鑑みても、不思議はないと申さなければなりません。しかも世界の民主國家の立法例に見ても、君主の存するところ、いづれも君主等に關する刑法上の特別罪を認めておる。英國、オランダ、ドイツ、イタリア、ベルギー等が君主國家であり、また君主國家であつたときの法律がそれでありまして。しかのみならず、先ほども北浦君から申されましたごとく、米國、フランスのごときは、大統領に對する特別罪の規定さえも設けておるのであります。殊に國際信義の上よりいひましたも、わが國刑法に外國の君主並びに大統領に對するこの種保護規定を設けなければならぬといふ必要からいひましたも、その權衡上、まず第一にわが國の天皇に對し特別罪を設けることは必然の要請であると申してよろしい。しかも單純侮辱罪を削除いたしました點より考慮して、これが保護規定の缺くべからざるは言うまでもないところでございます。これを要するに、天皇の特別な地位に對し、元來不敬罪に對する犯罪の數多きに鑑み、かつその數が増しつある統計上よりするも、はたまた治安の維持全きを得ない今日、しかし道義の廢棄著しく、思想的に動搖してゐるこの時代において、國際情勢を付度した最小限度の天皇に對する特別罪でありまして、この誹謗または侮辱行為に對する保護規定を存置することとは、當然と申さなければなりません。しこうして日本國天皇に關する特別罪を認める以上は、外國の君主、大統領または使節に關する特別な保護規定を設けることは、これまた國際法からして妥當であると申さなければなりません。さらにまたこの種犯罪に對する諸外國の立法例を見ますも、米國、英國、フランス、イタリア、ドイツ、オーストリー、スペイン、スエーデン、スイス、トルコその他世界の多くの國家が、この種保護規定を設け

てゐるのであります。從つて他國において保護規定が存するに、ひとりわが國のみこれを缺くといふことは、日本の天皇並びに使節は、諸外國において保護せられるのにかかわらず、わが國內においては諸外國の君主、大統領等を保護せざる結果となり、國際信義に反するのみならず、國交上よりするも妥當を缺くものであると斷言せざるを得ないのでございます。

以上の理由によりまして、自由黨の提案にかかります北浦君の御主張に對して、賛意を表する次第でございます。

○松永委員長 刺木一久君。自由黨の修正意見に對して今日反對をしなければならぬのを、まことに衷心から残念に思ひます。先ほどの提案理由において北浦委員の言われたこと、並びにただいまの賛成意見の大部分は、實は私も言ひたいところであります。あるいは國民の相當部分もこれに對して共感を覺えるだらうと考えます。政府は提案理由の説明におきまして「それがわが國民の傳統的なる感情に異常の衝擊を與ふるにあらずや」との點を懸念いたしたのでありますけれども、これらの罰條の存否が、わが國民主權の問題の一環として例國注目の的となつてゐることを考慮いたしまして、この際あえてこれを實行せんといたす」こと述べておられますが、實は今まで長い間の委員會におきまして、自由黨所屬の委員諸君が天皇に對しては誹謗罪まで主張されたいと思ひが強くあつたのであります。それが國際情勢に思ひをいたされて、たま／＼結論を得ました案は、われ／＼民主黨の同

志がつい最近まで主張されておりました案と全く同一なのであります。従いまして、われ／＼の氣持の一部には、これに對してただちに同意をしたいという衝動が多分にあるのであります。また何となく心の中にも、黨

する天皇に對しては、わが國民は刑法上特別の規定の有無にかかわらず、あくまでこれを象徴として永久に守り抜くであらうと固く信じて、自由黨修正案に對しては、不贊成の意思を表したいします。

○松永委員長 明禮三郎君

は黨として獨自に動いて見たのでありますけれども、遺憾ながら現在の國際情勢のもとにおきましては、どうして自由黨の御主張に對して同意をするこ

〇明禮委員 私は自由黨の提案に賛成の意を表するものであります。政府が十三條以下の條文を削除されました理由は、今まで大分述べられました通り、憲法に一つの根據をおき、またわが國の民主化というものとにらみ合

たし、自由黨の修正意見に同調いたし

つておるのであります。しかし新憲法

とを御了解願いたいと考へるのであります。従いまして、實はこの問題について、私は言いたくないのであります。残念ながらその修正意見に對しては、ただいま黨として賛成できかねる。こ

う申し上げておきます。なお日本滞在中の外國の君主、大統領並びに使節、これに對しても、ただいま花村委員の言われるところは、一々ごもつとも

と存じます。しかしながら情勢は天皇に對すると全く同様であり、しかもも

でも述べられました通り、日本國の國民であるといひましたし、同時に日本國の象徴として、しかも日本國民統合の象徴であらせられることは、憲法

として、國家の象徴として嚴として存

この法案の存否が、わが國民主化の問

題の一環として列國注視の的となつて

の、顔の部分を等にするにすぎない。か

個人的にも赤穂々にいきたいと、私

刑罰法案第二十七條以下、その他外國

でも取締るといふことは、あまりに私

〇大島(多)委員 私は國民協同黨を代

に對する罪の存在は、民主主義國家の

〇松永委員長 大島君

〇大島(多)委員 私は國民協同黨を代

に對する罪の存在は、民主主義國家の

〇松永委員長 大島君

〇大島(多)委員 私は國民協同黨を代

に對する罪の存在は、民主主義國家の

〇松永委員長 大島君

〇大島(多)委員 私は國民協同黨を代

いうように、だん／＼氣分的な變化を來したわけでありませう。それと同様に、この不敬罪についても私は言えるのではないかと思ふのでありませう。それでこの際思い切つて政府原案の通り、不敬罪の規定を削除しまして、提案者の方々が案ぜられるようなことは、案外相愛となるのではないかと私は思ふわけでありませう。かかる見地から、わが黨は自由黨案に對しまして深甚なる理解をもちながら、しかも原案を支持する次第であります。

○松永委員長 鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は北浦委員説明の修正意見に賛成するものであります。その大前提といたしまして、特に私は政府委員に聴いていただきたいと思ふことは、およそ法律は國民の意思感情をもとにしてつくるべきものであつて、爲政者の意思をもつて國民の感情を曲げんとするがごとき法律は、法律の價値のないものである。この點を深く反省していただきたいのであります。なおそのほかに最も注意すべき點は、國民の實生活に一致したる法律をつくらう。國民の實際生活と相反するがごとき法律はつくつてはいかぬものだ、こゝういふ頭をもつて臨んでもらわなくてはいかぬと確信しております。ここに於いてわれ／＼は、本修正案をながめてみますときに、わが日本國民は、憲法第一條にあるがごとく、天皇をもつて國民統合の象徴であるといふことは、これは憲法に書いてあるがゆえに國民は統合の象徴と考へておるのではない。國民がよ／＼に考へておることをここに表わしてやる。このことを考へてみますならば、天皇といふものに對する國民統合の象徴であるといふ、

この崇敬の念、尊嚴維持の念は、絕對に變らぬものであります。従いましうて、今大島君の言われたように、新憲法は、舊憲法とは偉大なる相違がある。それゆゑに舊憲法の通りではないかぬと言われるが、もちろんその通り。その通りであるが、少くともこの第一條に現れておるところの日本國の象徴であり、國民統合の象徴であるといふことは、これは新憲法の大精神であります。これに基いたる天皇の特別の地位は、何としても否定することのできないものと考えます。従いましうて、その地位を否定しないとするならば、その地位に對する特別の保護といふことも、絕對に免れないものと確信いたしますのであります。ここにおいて、政府は一切の皇室に對する罪を削除してしまふといふのであります。これは舊憲法と違ひますから、皇室全體に對する犯罪といふことは認められぬが、何ゆゑに國民統合の象徴である天皇といふものに對する特別の保護を削ぐなければならぬか。何としても合點のいかにあるべきであります。絕對にこの點は保護しなくてはならぬ。次いで國際情勢云々といふ點は、いすれの委員からも述べられました。われ／＼はこれは決して無視するものではありませんから、國際情勢上深甚なる考慮をいたしました結果、どうあつても譲ることのできない、また現實にこの象徴を賣渡せられるといふ恐れあるものだけを保護しなければならぬといふので、この修正案に止めたものであります。ところが憲法上すべての國民は平等であるといふこの規定から、天皇も國民であるといふことになれば、平等として特別の保護を與へる必要はないといふ

議論もあります。しかし以前も質問に申したのでありますが、一體平等といふことは均一といふことと違ひ。特別の地位にあるものは、特別の地位にあるものとして認める。これを離しては平等といふことは出てまいりません。強いて平等を維持するのであると言われるならば、何ゆゑに尊族院に對する特別規定を設けておられるか、この新規定をそのまま保存せられるといふことも、わが日本國民の感情及び意思を土臺として残しておかれるのではないかと云々ざるを得ない。してみれば、天皇に對する特別保護を削ぐといふ理論にはなりません。これは何と辯明せられても出てまいりません。なおまた二百三十三條の第二項を設けようとしておられる點も、絕對の平等、均一をもつて平等とするといふことは相反しております。われ／＼は親が他人から見ればかたと言われても、私は私の親として親に對する尊敬をもたなければならぬ。これ日本國民の通念である。これを保護するのはあたりまえである。従つて天皇に對しては、國民統合の象徴として特別の尊敬をしてこれを保護しなければならぬといふことは、何としても抜くべからざる大原則であると考えるのであります。これらの點を考慮せずして、平等論をもつてこれを削除せられんとすることは遺憾至極である。またこれは刑法だけの問題ではありません。今後一切の法律に對する政府當局として臨む態度に對して、私は深くここで釘を打つておきたいと考へるものであります。なお國際情勢上許さぬといふ點もありませう。もちろんわが日本の法律は、今や世界監視の的になつておるのでありま

しうけれども、國際情勢が許さぬからといつて、わが日本の刑法は國民感情から離れたる不合理なるものにつくらなければならぬといふ議論は、どこからも出てまいらぬと考へるものであります。先ほど石川君はボツダム宣言を引かれて、これを忠實に履行すると言われるが、ボツダム宣言でも、日本の法律は日本國民の自由なる意思によつてこれを定めると出ております。強いて國民がこれを欲せざるにもかかわらず、われ／＼は一黨一派をもつて天皇の特別保護規定を設けようとするならばこれは許さぬであらうが、國民の自由なる意思どころではない。國民大多數の象徴であるといふことを諸君が認められるならば、この點に向つて國際情勢上わが日本國民の大多數の意思及び感情は、これであるといふことを國際的に知らしめるということが、われわれの任務でありますまいか。私はこの法律の修正に當つて、われ／＼全委員がこのことを國際情勢上わが日本の特別の地位、國民の特別の感情を世界に知らしめようといふ一段の努力を拂われなかつたことを私は遺憾とするものである。今荊木君は、精神はわれわれと同一だ、しかしやむを得ぬと言われるならば、私は少くともわが日本の司法委員會においては、全會一致で通す、これをもし削らなければならぬだらうかといふ意思表示ぐらひはしてしめるべきものだ。しかるにやむを得ないから自由黨の修正案に反對すると言ふが、それならば、むしろわれ／＼と同一の考えを民主黨の方々は支持せられて、これに違つた考えをもつておられる方に對しては努力を拂われなかつたか。この點をもつて私は非常に遺憾と

するものであります。われ／＼はこの大原則から出發いたしまして、ぜひとも少くとも天皇に對する侮辱罰、誹謗罪といふものを、特別の取扱ひをしなければならぬと確信いたします。なおこれと同時に、外交上の問題からいたしまして、外國の元首に對する特別の保護をせなければならぬことは、さきの二、三の方々から述べられましたから、あえて贅言を省きますが、これもどうあつてもやらなければ、わが日本の威嚴を保つことはできません。日本だけは世界の仲間入りのできない法律をもつておるといふ哀れなるものになるのであります。ぜひともこれは入れなくてはならぬ。これを入れなければいかぬといふならば、まず第一に、わが日本において、わが日本の象徴たる天皇に對する特別規定を設けなければならぬ。これは動かすべからざる議論だと考へますから、ぜひとも皆様の再考を促し、全會一致をもつて、われ／＼の修正案に賛成せられんことを望んで、賛成意見に代えます。

○松永委員長 次に榊原千代君提案の修正案について御發言がございせんか。明禮輝三郎君。

○明禮委員 私も逡巡罪兩罰主義といふものをせよといふと賛成の意を表するものであります。いろ／＼議論を申し上げる必要はありませんが、實際において逡巡事件といふものが法廷に現れて、今日までこれを嚴罰的にやつたといふことは、ほとんどないといふものであります。たいてい和解によつて解決がついておるのであります。してみますれば、たいへん兩罰主義のためにお困りの方もさうないのかと思ひます。殊に政策問題と言ひます

が、一つのこういう規定をおくために、男性も女性もともに緊張して世の中に處するということは必要なのでありまして、そうでなければ、榊原さんの言われるように、非常なる民族的な弊害が多く伴うことは、火をみるよりも明らかであります。従つて私はこういう規定はおきまして、そしてどうしてもこれでお困りになる方は、但書を附しまして、姦通を懲罰または宥恕したる者はこの限りにあらずというものを附け加えますと、懲罰または宥恕という問題によりまして、相當弾力性ができますために、そういうふうにしてでもこれはやつていきたいと思つております。司法委員の方は全部御賛成がないかもしれませんが、大部分の方は無條件で御賛成になつていいのではないかと思つております。今の但書をつけることをつけていきますれば、御心配はないのでありますから、そういうふうにしてこれを生かすことに、皆さんの御賛意を得たいと思つて、皆さんの御賛意を得たいと思つて、しかることが、結局は兩罰主義をとつて、將來日本の民族を生かしていくというところに大きな役割をすると思つて、これだけ私は申しまして、私の賛成の意見を終ります。

○中村(又)委員 私は姦通罪の存続には反對であります。年長のゆえをもちまして、民主黨を代表して簡単に理由を申し述べたいと存じます。元來この姦通罪を存続せしむるか否かという問題は、昨年内閣に臨時法制調査會というものができまして、當時あらゆる社會の、學者あるいは政府の要路、あるいは議會關係者、いろいろの人が委員となりまして殊にこの問題などは高く取上げられて、もう論議に論議を

重ねまして、最後においては司憲省の委員會のごときにおきましては、決選投票にまでなつたのであります。そして遂に大多數をもつてこの姦通罪は撤廃するということに決したというやうな結果をもつております。たゞいま榊原委員の御説明を聴きますと、私どももいたしまして論議は十分傾聴し、かつ賛成するやうな論議があることはもとよりであるのであります。しかしわれわれの生活というものは、議論のみにおいて成立するのではなくて、多分に生活は事實に立脚するのであります。そこで最低の道徳が法律であつて法律がわれわれの生活秩序を維持するといふ觀點から見まして、この條項を残すことが、はたしてわれわれの生活のために、かつはまた婦人のためにもなるかどうかというやうなことを見ますと、これは大きな考え方があるのであります。むしろこれを撤廃することが、婦人のためにも適當な處置だと考えております。元來この問題は、男に非常に都合のよい法律であつて、女に非常に都合の悪い法律であつたことは、間違いないのであります。しかしながら、われわれの實際上の生活は、この法律をもつてどうして存在せしめたかと申しますと、一つの理由は、今同家は家督相續というやうなものではなくなる傾向にあるのであります。過去においては家督相續というものが一番大きな日本の家族制度の支柱であつたのであります。その場合におきまして、女が勝手に他の男性と交わるということになると一番大事な、相續をなすべきところの子孫が何人の子孫であるか、わけがわからぬといふ一つの混亂が生じてまいります。

で、婦人に對しましては、特にその途をふさぐといふやうな考え方もあつたやうであります。また一面におきまして、榊原さんは妾という問題に對してお話があつたのであります。この妾というものは、一面におきまして、なほど色慾的な問題から起つてくるものもありましようけれども、ごくまじな意味におきまして、家督相續の關係などからいたしまして、自己の子孫の保存ができないといふ必要に迫られて、まして、いわゆるこの關係が生じてきておつたといふのは、事實私はある著書によりまして調べた事柄であるのであります。そういう理論の考へ方をもちつた者もあつたのであります。す。いずれにいたしまして、結論的に申し上げますと、この規則が今後存続いたしますと、實際上の問題として、は、兩罰といふことになりまふので、社會の秩序を維持するのには、かえつて混亂を來す結果になるのではないかと。むしろ道徳を高め、しこうして法律の力によらぬで道徳に一任をいたしまして、この問題を解決するといふことが一番よろしいのであるといふことに結局は落ちつきまして、この兩罰という點から、むしろこの法條をなくしてしまふといふことに落ちついて、この問題が成文化されて議題となり、こゝまで進展をいたしてきておるといふ順序と考へております。われわれの生活が實際であるといふその點に立脚せられまして、私どもとしてもさらに道徳を高めることに努力を拂ひいろいろ榊原さんの御心配になるやうなことを取除くことに努力をいたしまして、この法條は廢止するといふことに建前をとりまして、御提案に對しましては

反對をいたす次第でございます。○北浦委員 明禮君の御意見は自由黨代表でもないものであります。自由黨はこの問題については自由の建前をとつております。私は簡単に自由黨にも反對者がおるといふことを一言申し上げたいのであります。提案者は憲法の婚姻は兩性の合意のみによつて成立するといふことを根據とされましたが、これは姦通とは何の關係もないので、いかにも女子のポストを引上げるといふことについては疑ひはありまふが、合意のみによつて成立する。第三者の干渉を許さないといふので附け加えられた條文であります。しかしながら、男女平等といふことは、これは到るところでうたつております。男女平等といふことを憲法でうたつておるからといって、男女平等に處罰しなければならぬといふ理論は出てこない。明禮君はお困りになることもあるだらうといふことでありますが、私は毛頭困らない。眞面目に考へていただきたいことは、御承知の通り今日犯罪者が非常に多い。明治以來から今日に至るまでの犯罪統計によりますと、實に多い。民主黨の代表も言われましたように、これは實は道徳問題で愛の問題である。この問題にさらに刑罰をもつて臨もうとするのは、いたずらに犯罪者を激増とも行きますまいが、とにかく今そういうおそれある日本の社會状態である、この意味において、自由黨にもおそれなくさん反對者がありますから、私もその反對者の一人であるといふことを申し上げて、簡単に反對理由を申し述べました。

○石井委員 社會黨の代表という意味ではありませんが、社會黨の一部の意見を代表して、榊原さんの修正意見には反對を申し述べたいと思ひます。たゞいま中村さんも言われました通り、榊原さんの修正意見は、公聽會その他においても賛否兩論ほとんど互角でありまして、歸結を得ておらないといふやうな關係上、この問題については結論を下し得ないといふ状況にあるのであります。しかしながら、結婚といふものが、お互いの人格の尊重であり、そしてお互いの合意の上に成立するといふものである限りは、次第にその結婚生活から刑罰の干渉を取除いていく刑罰の拘束下におかないやうになつていくといふものが、理想ではなかりかと思つております。かような見解に立ちまして、今後兩性を罰することによつて結婚生活を維持するといふことよりも、お互いの人格を向上し合つて、社會の人々の人格を向上し合つて、いふ見地に立つて、結婚生活を幸福に導いていくというのが、民主主義の希望するところであり、またわれわれはその途を選ばなければならぬ。こゝを信ずるものであります。かような結論からいたしまして、社會黨としては多くのものの意見は當局の出しました原案に賛成いたしまして、榊原さんの修正意見には反對するものであります。

○鍛冶委員 私は理論としては榊原さんの修正意見にはまったく賛成する者であります。が、どうも實際社會から見ると、いくら賛成しても通らぬといふところ、私はこの點で將來弊害の起らぬことを希望する意見を述べておきたいと思ひます。兩性の平等といふことになると、罰せなければならぬといふ議論も出てきますが、兩方罰でないといふ

○石井委員 社會黨の代表という意味ではありませんが、社會黨の一部の意見を代表して、榊原さんの修正意見には反對を申し述べたいと思ひます。たゞいま中村さんも言われました通り、榊原さんの修正意見は、公聽會その他においても賛否兩論ほとんど互角でありまして、歸結を得ておらないといふやうな關係上、この問題については結論を下し得ないといふ状況にあるのであります。しかしながら、結婚といふものが、お互いの人格の尊重であり、そしてお互いの合意の上に成立するといふものである限りは、次第にその結婚生活から刑罰の干渉を取除いていく刑罰の拘束下におかないやうになつていくといふものが、理想ではなかりかと思つております。かような見解に立ちまして、今後兩性を罰することによつて結婚生活を維持するといふことよりも、お互いの人格を向上し合つて、社會の人々の人格を向上し合つて、いふ見地に立つて、結婚生活を幸福に導いていくというのが、民主主義の希望するところであり、またわれわれはその途を選ばなければならぬ。こゝを信ずるものであります。かような結論からいたしまして、社會黨としては多くのものの意見は當局の出しました原案に賛成いたしまして、榊原さんの修正意見には反對するものであります。

○鍛冶委員 私は理論としては榊原さんの修正意見にはまったく賛成する者であります。が、どうも實際社會から見ると、いくら賛成しても通らぬといふところ、私はこの點で將來弊害の起らぬことを希望する意見を述べておきたいと思ひます。兩性の平等といふことになると、罰せなければならぬといふ議論も出てきますが、兩方罰でないといふ

○鍛冶委員 私は理論としては榊原さんの修正意見にはまったく賛成する者であります。が、どうも實際社會から見ると、いくら賛成しても通らぬといふところ、私はこの點で將來弊害の起らぬことを希望する意見を述べておきたいと思ひます。兩性の平等といふことになると、罰せなければならぬといふ議論も出てきますが、兩方罰でないといふ

ことも、平等論に間違いない。ただこ
こでおそれることは、罰しないという
ことになる、ある一部のものはこれ
から姦通お許しを得たのだ姦通しても
差支えない世界になつてきた。この感
情をもたせるというに最もそれを
をいだくものであります。さうなご
とはどうしても道徳上いかぬのであつ
て、これを法律的に罰するということ
ではなく、社會の徳義を向上せしめ、
お互いの倫理感を深刻に興えまして、
女はもろんいかぬ。しかしそれじや
男はいいのかという男もいかぬ。こ
のことで男は女に對して姦通の不徳義
を要求するならば、女においても男に
これを要求する。社會全體に對してこ
れを矯正していくところにもつ
ていく以外に、今日收まらぬのじやな
いかと考へまして、この點の努力をお
互に考へて、一應原案に賛成するほか
はないものと思へます。

○松永委員長 通告による發言は全部
終了いたしました。これで質疑及び討
論は終局いたしました。これより採決
いたします。まず榊原千代君の提案に
よる姦通罪に關する修正案について採
決いたします。この修正案に賛成の諸
君の起立を願います。

(賛成者起立)
○松永委員長 起立少数。よつて榊原
千代君提出の修正案は少数をもつて否
決せられました。

次に自由黨北浦主太郎君ほか五名よ
り提案にかかる修正案について採決い
たします。この修正案のごとく修正す
るに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)
○松永委員長 起立少数。よつて修正
案は少数をもつて否決せられました。

次に社會黨、民主黨及び國民協同黨
三派の共同提案にかかるいわゆる單純
侮辱罪復活に關する修正案について採
決いたします。提案のごとく修正する
に賛成の諸君の御起立を願います。

(議員起立)
○松永委員長 起立總員。よつて全會
一致をもつて三派提案の修正案のご
とく修正するに決しました。

次に社會黨、民主黨、自由黨及び國
民協同黨各派の共同提案になる前科抹
消に關する修正案について採決いたし
ます。提案のごとく修正するに賛成の
諸君の御起立を願います。

(議員起立)
○松永委員長 起立總員。よつて全會
一致各派共同提案の修正案のごとく修
正するに決しました。

次にたゞいま採決いたしました部分
以外の部分について採決いたします。
たゞいま採決部分以外の部分について
は、原案の通り決するに賛成の諸君の
御起立を願います。

(議員起立)
○松永委員長 起立總員。よつてたゞ
いま採決以外の部分は原案の通り決し
ました。

それでは念のため最後にたゞいま修
正議決いたしました部分を除いた他の
部分について採決いたします。たゞい
ま修正に決しました部分以外の部分に
ついては、原案の通り決するに賛成の
諸君の御起立を願います。

じます。
なおこの際お語りいたしますが、本
案に對する委員會報告書の作成方につ
きましては、あらためて委員會におい
て御協議申し上げる餘裕もございませ
んの、委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員長 御異議なしと認め、そ
のように決定いたします。
本日はこれにて散會いたします。次
會は来る六日午後一時より開會いたし
ます。

午後一時三十九分散會

昭和二十二年十二月一日印刷

昭和二十二年十二月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局